

第3回中心市街地活性化推進委員会 議事要旨

日時：平成25年10月2日（水）10:00～12:00

場所：内閣府庁舎5階 特別会議室

出席者

横森委員長、秋葉委員、足立委員、阿部委員、関委員、原田委員、古川委員、三宅委員、村木委員、山崎委員

議事次第

委員からのプレゼンテーション

秋葉委員：地域活性化における地域金融の役割

関委員：中心市街地活性化とまちづくり会社の役割

村木委員：中心市街地の規模と評価指標について

横森委員長：中心市街地活性化の主な論点

議事要旨

委員からのプレゼンテーションを踏まえ、自由討議において以下のような意見があった。

（A委員）

- 中心市街地と准中心市街地等を含む都市構造全体で考えるべき。
- 都市構造からみた立地場所をどこにするかが重要。
- 最近の大型小売店は一万㎡以下の中型店が増えている。
- バイパス沿道に規制をかけないと上手くいかない。
- 郊外開発の抑制は現場に近いほど難しい。

（B委員）

- 地域の活性化の観点で地域金融機関の果たす役割は大きい。
- 不良債権処理が進む一方、預貸率はかなり下がっている。
- 地域活性化で金融機関に求められるのは、コンサルティング機能と資金供給機能である。
- 商店主は不動産賃貸業になっている。
- 業種ぐるみ、地域ぐるみの連携が取れていない。
- 地域をまとめるリーダーが弱い。

- リーダーがいないと、コミュニティーデザイナーなどの力が必要。

（Ｃ委員）

- 中心市街地活性化法をあまり自治体が理解していない。
- 中心市街地活性化は郊外も考えること。
- 地域の産業政策と都市政策の調整が必要。
- 市長＋担当が市民に対し、中心市街地活性化の必要性を積極的に説明すべき。
- 必要と思われるところには国や県から押しかけていく。
- 中心市街地が地域に複数あっても良い。
- 計画策定はＮＰＯや商工会議所でも可能にすべき。
- まちづくり会社の経営基盤を支える仕組みが必要。
- まちづくり会社の運営に官が関わった方が良い場合もある。
- 非営利法人型株式会社の根拠法を作るべき。
- 中心市街地エリアの規模は行政が定義しなくても、自治体が真面目に考えればそれ程大きくなる。
- 民間委託する際には総合評価入札にすべき。

（Ｄ委員）

- 日本の中心市街地は規模が大きい。
- 評価指標は自分たちで判断して、何を使うか判断すべき。
- にぎわいを作るためのハード事業は特定エリアに集中すべき。

（Ｅ委員）

- まちづくり会社は、経営上相当厳しいところが多い。
- 商工会議所、商店街振興組合、市役所など、意思決定の主体が多すぎる。

（Ｆ委員）

- 郊外については、商業・集客施設だけでなく、住宅の規制も視野に入れるべき。

（Ｇ委員）

- 中心市街地活性化は商店街活性化のためではなく、住み良いまちづくりのためにある。
- 地域の人々のニーズに見合った住み良いまちづくりをすること

によって、結果的に商業ゾーンが活性化してくる。

- 行政が計画を主体的に進めていくと、商店街は行政が勝手にやっていることだから協力できないと言い出すこともある。
- 民間の意見を反映する仕組みを強化すべき。
- まちづくり会社が個々の土地所有者（商店主）との交渉にあたる方が良い。
- まちづくり会社はコミュニティーの担い手と商いの両輪でやらないと上手くいかない。

（H委員）

- 自治体の職員が中心市街地活性化の必要性を認識していないところがある。
- 中心市街地活性化が単なる商店街再生だけだと、議会の承認が得られない。
- 議会を説得するには税収、中心部が市の財政を支えているので、活性化が必要と説明することが有効。
- 中活と公共交通がセットで議論されないと進んでいかない。
- 中心部に集めて郊外の農地を再生すべき。

（I委員）

- まちとしての評価か、中心市街地としての評価かが重要。
- 郊外の開発圧力は商業だけでなく住民の要望。
- 規模は面積だけでなく、密度も必要。

以 上